

特定金属くず買受業を廃止した場合

【必要書類】

営業廃止届出書
(別記様式第2号)

【届出時期】

廃止の日から14日以内

【届出先】

廃止した営業所の所在地を管轄する警察署

※ 長崎県内で同時に2以上の営業所について「営業廃止届出書」を提出するときは、いずれか1の営業所の所在地を管轄する警察署に対して同時に複数の提出をすることができます。

別記様式第2号（第2条関係）

※資料区分	43		※受理警察署	（	署）				
※受理年月日	5.令和	年	月	日	※受理番号				
<p>営 業 廃 止 届 出 書</p> <p>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第2項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和●●年●●月●●日</p> <p>長崎県 公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所 長崎市尾上町3番3号 長崎 太郎</p>									
届出番号等	9	2	●	●	●	●	●	●	8桁で記載
(ふりがな)	ながさき たろう								
氏名又は名称	長崎 太郎								
住 所	〒(850-0058) 長崎市尾上町3番3号 (090) 1234局5678番								
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名									
(ふりがな)	きんぞくかいとりながさき								
営業所の名称	金属買取長崎								
営業所の所在地	〒(850-0058) 長崎市尾上町1番1号 (095) 123局4567番								
廃止年月日	令和●●年●●月●●日								
廃止の事由	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定金属くず買受業を行わないこととなったため。 ・営業所を廃止したため。 ・営業所移転のため。 								

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。